

## 小田原市火入れに関する条例の一部改正に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市火入れに関する条例の一部改正
政策等の案の公表の日	令和7年12月15日（月）
意見提出期間	令和7年12月15日（月）から令和8年1月13日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、農政課窓口）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	2件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	2

〈具体的な内容〉

(1) 火入れの中止の要件の追加等に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	現状の条例では、第 5 条で市長が火入れの許可後に指示をすることができるが、法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの禁止又は中止を求めることとなっているため、条例改正しなくても対応することができるのではないか。	D	小田原市火入れに関する条例第 5 条では、延焼その他危害の発生のおそれが生じたときに、市長が火入れの差止め等を指示することができることとしています。 一方、同第 13 条においては、強風注意報等が発せられた場合に、市長の指示にかかわらず、火入れを禁止又は中止することとしており、今回はこれらに加えて、林野火災に関する注意報が発せられた場合にも、火入れの制限を行うことができるよう、条例を一部改正するものです。
2	現状の条例では、第 13 条第 1 項で強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入者及び火入責任者が火入れを行っていけない規定となっているが、市長が禁止や中止を求めることをしなければ火入れを行ってもよいのか。	D	強風注意報等が発せられた場合は、市長の求めにかかわらず、条例に基づき、火入れを禁止又は中止しなければなりません。